

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上の20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上が最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上の20%の額</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>②前年同月比で減少した売上の20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上の20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合においては、開業から申請までの期間において、売上が最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上の20%の額</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>②前年同月比で減少した売上の20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>

## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>



## 五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う不要不急の外出自粛や宴会利用の減少等より、売上げが減少している町内の大規模飲食店を経営する法人又は個人事業者に対し、事業継続のための経済支援を図るため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 防火管理者選任の届出をしており、かつ、1店舗あたりの収容人数が30人以上であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される飲食店（M76）を営んでいること
- (3) 令和2年2月以降において、飲食店の月の売上げが前年同月比で30%以上減少した月があること。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していること
- (4) 食品衛生法第52条の規定に基づき、飲食店営業許可を受けていること
- (5) 飲食店を営む者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗を所有（賃貸含む）していること
- (7) 令和2年2月以降において、飲食店の売上げの実績があること

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。なお、複数の飲食店を営んでいる場合は、店舗ごとに前条で定める要件を確認し、支援金の額を算定して交付するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年12月28日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前年同月比で30%以上減少していることが確認できる書類。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあっては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して30%以上減少していることが確認できる書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 消防法に基づく定期的な訓練の実施が確認できる消防訓練実施計画書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し(例:運転免許証、保険証等のいずれか)
- (5) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- (6) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策大規模飲食事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、支援金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月24日 五戸町告示第116号)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

店舗の収容人数	限度額	支援金の額
200人以上	2,000千円	<p>下記の①～②の合計額。ただし、限度額を上限とする。</p> <p>①支援基礎額10万円。ただし、店舗の収容人数が100人以上の場合は30万円。</p>
100人以上 200人未満	1,000千円	<p>②前年同月比で減少した売上げの20%の額。ただし、申請時において開業から1年に満たない場合にあつては、開業から申請までの期間において、売上げが最も高い月と最も低い月を比較して減少した売上げの</p>
30人以上 100人未満	500千円	<p>20%の額</p>